

# 町 民 税 県 民 税

## 特別徴収にかかる納期の特例について

昭和町役場 税務課

給与等の支払を受ける者（昭和町在住を問わず）の人数が常時10人未満である町民税及び県民税の特別徴収義務者は、別紙申請書を提出することにより、給与等の支払の際徴収した町民税及び県民税特別徴収税額を、次に掲げる期日までに納入することができます。常時10人未満とは常に10人に満たないということで、多忙な時期などにおいて臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であるということです。

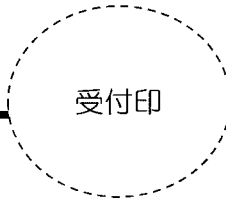
6月分から11月分

----- 11月分（翌月12月10日納期限分）の納入書で6ヶ月分の合計額を納入してください。

12月分から翌年5月分

----- 翌年5月分（翌月6月10日納期限分）の納入書で6ヶ月分の合計額を納入してください。

- (注)
- 1 納期の特例に係る申請をされても、滞納や著しい納入遅延がある場合は承認されないことがあります。また、承認を受けても滞納したり納入遅延があると、この特例を取り消すことがあります。
  - 2 納期の特例の承認後、給与の支払を受ける者の人数が条件の限度を超えた場合は、郵便又は電話にて昭和町役場税務課☎055-275-8265（直通）までご連絡ください。
  - 3 納期の特例が承認された場合でも、退職等の異動があったときは「町民税及び県民税の特別徴収に係る給与所得者異動届出書」は、その事由が生じた日の翌月の10日までに必ず提出してください。



町民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

令和 年 月 日 (あて先) 昭和町長	申	所在地	〒 _____	特別徴収 指定番号	_____
	請	名称	_____	担当者	_____課 _____係
	者	代表者	_____ 印		氏名 _____ Tel (____) _____

地方税法第321条5の2の規定による特別徴収税額の特例について申請します。

特例の適用を受けようとする税額 \_\_\_\_\_円 (令和 年 月分から令和 年 月分までの町・県民税特別徴収税額)

申請日前6ヶ月間の各月の給与の支払を受ける者の人数 (内、アルバイト等の人員をカッコ内に記入してください)	年 月分	[ 人 ] 人	年 月分	[ 人 ] 人
	年 月分	[ 人 ] 人	年 月分	[ 人 ] 人
	年 月分	[ 人 ] 人	年 月分	[ 人 ] 人

やむを得ぬ理由による町税の滞納または最近において著しい納入遅延の事実がある場合はその詳細な事由

決 議	課長	係長	担当	承認 却下 第 _____ 号	調査事項

のみ記入してください。すでに納期特例を承認されている事業所が、本年度も納期特例を希望する場合は申請する必要はありません。